

# 教育委員会会議録

平成25年6月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録  
(平成25年6月定例会)

- 1 日 付 平成25年6月27日 (木)
- 2 場 所 海老名市役所401会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江  
教育委員 田中 裕子 教育委員 松樹 俊弘  
教育長 瀬戸 清規
- 4 出席職員 理事 (教育担 仲戸川 元和 教育部長 斉藤 重男  
当)  
教育部次長 植松 正 教育部参事 (公 能條 富士雄  
会計担当)  
教育部参事兼教 郡山 強 教育総務課長 金指 太一郎  
育指導課長  
学校教育課長 加藤 秀夫 教育指導課児童 加藤 展子  
育成担当課長
- 5 書 記 教育総務課庶務 植木 明夫 教育総務課副主 佐藤 哲也  
係長 幹
- 6 開会時刻 午後2時08分
- 7 付議事件  
日程第1 報告第7号 海老名市社会教育委員の委嘱について  
日程第2 議案第16号 海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止につ  
いて (継続審議)  
日程第3 議案第20号 海老名市食の創造館設置条例の一部改正について  
日程第4 議案第21号 平成25年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定につ  
いて (非公開事件)  
日程第5 議案第22号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について (非公  
開事件)
- 8 閉会時刻 午後4時47分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（5名）がごございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、田中委員、松樹委員を指名いたします。

○両委員 はい

○海野委員長 本日の日程については、既にお配りした議事日程のとおり、報告事項が2件、審議事項が2件の計4件となっておりますが、審議事項、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について（非公開事件）を1件追加したいと思います。

それでは、お諮りいたします。審議事項として、この件を日程に追加することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって、日程第5として、議案第22号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について（非公開事件）を追加いたします。

-----  
○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。

初めに、日程第1、報告第7号、海老名市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、報告第7号、海老名市社会教育委員の委嘱について、でございます

報告理由につきましては、任期満了に伴い、新たに委嘱したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第7号、海老名市社会教育委員の委嘱についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第

3条第1項の規定によりまして教育長におきまして臨時に代理し、別紙のとおり発令してございますので、同条第2項の規定により報告をし、ご承認いただきたいものでございます。

議案書2ページをお開きいただきたいと思います。海老名市社会教育委員名簿でございますが、まず、委嘱期間は平成25年6月1日から平成26年5月31日までの1年間でございます。

ここで委嘱いたします委員のお名前でございますが、敬称は略させていただきますけれども、青木直士、この方は家庭教育関係者（海老名市PTA連絡協議会代表）として団体からの選出をいただいたものでございます。

次が植松慶子、この方は学識経験者でございます。

次が金子以二、こちらは社会教育関係者（海老名市体育協会代表）の方でございます。

次が三部雅世、社会教育関係者（海老名市地域婦人団体連絡協議会代表）でございます。

次が塩地ひとみ、こちら学識経験者（市民公募）ということで、今回公募に対し3人の応募がございましたが、その中から選出をさせていただいた方でございます。

次が玉置美枝子、社会教育関係者（海老名市文化団体連合会代表）でございます。

次が萩原好三、学識経験者（海老名市自治会連絡協議会代表）の方でございます。

次が本良信典、学校教育関係者（海老名市私立幼稚園協議会代表）でございます。

次が三保昭寛、学校教育関係者（海老名市小中学校長会連絡協議会代表）でございます。

最後、10人目でございますが、山田信江、社会教育関係者（海老名市スカウト連絡協議会代表）でございます。以上10人の方につきまして、社会教育委員として委嘱をしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○海野教育長 ただいまの報告に関しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○田中委員 社会教育委員の入れかわりというか、ことしからの方が出たわけですが、社会教育委員というのは大体決まった仕事をされていると思うのですが、時代によって課題って変わってくると思うのですけれども、どんな仕事をし、新たにどんな仕事、課題が出てきているのかということがわかれば幸いなのですが、どうでしょうか。

○**教育部長** 今お尋ねの社会教育委員のお仕事につきましては、社会教育法というところに規定がされてございまして、まず、社会教育に関する諸計画を立案することが1つでございます。それから、会議を開いた上で、教育委員会の諮問に応じまして、これに対して意見を述べること。3点目は、ただいま申しました2つのことに関して必要な研究調査を行うことということでございます。それから、教育委員会の会議に出席をして、社会教育に関して意見を述べるができるということもされております。さらに、これが最後でございますけれども、青少年教育に関する特定の事項につきまして、社会教育関係団体、さらには社会教育指導者、その他関係者に対しまして助言と指導を与えることができるということで、おおむね5点になりますでしょうか。附属するものの調査研究となりますので、大きく4点のことができると規定されてございます。

そういう中で、25年度の社会教育委員会議におきましては、市立図書館につきまして、ここで指定管理者を導入させていただく、さらには大規模改修をしていくということで、「海老名市立図書館のあり方について」を中心に、今年度はご議論いただくということで、実は既に1度会議は開かせていただいております、そちらのほうでもそんなご提案を事務局から申し上げて、そのテーマで1年間、やっていこうではないかということで進めているところでございます。

○**田中委員** 社会教育委員が地域にいるそういう指導者の方に助言をしたりするという機会は、どんなところであるのでしょうか。

○**教育部長** 名簿をお配りしてございますけれども、それぞれ社会教育関係団体とか、その会長さんもいらっしゃる、その会から選出されている方もございますので、この会議で出た話について、それぞれの所属する団体へ持ち帰っていただいて、そういうところで反映をしていくというようなことで、平成22年度につきましても、中で議論したことをそれぞれの団体へ持ち帰っていただいて、昨年はたしか子どもにとって何ができるかというような、地域で子どもに対してどんなことができるのか、各団体において取り組めることをテーマに1年間進めてきたところでございます。

○**松樹委員** 本年度、市立図書館のリニューアル等にかかわっているいろいろ話し合いがされるということなのですが、こちらは図書館のリニューアルに伴う、例えば市立図書館のコンセプトだとか、市民サービスですので、市民にとっての図書館の位置づけだとか、そういうことを話し合うという理解でよろしいですか。

○**教育部長** そういったことも含めまして、また実際に私どもから大きなくくりで今、指

定管理者に応募される予定の団体にご提案をいただこうと思っております。その提案していただく内容につきまして、こういう提案があるのだけれども、どうかということについても含めてご検討いただければなと考えております。

○**松樹委員** あくまでも受け身という形ですか。例えばこちらで図書館のありようだとか、先ほど言った市民サービスの観点で図書館のコンセプトだとかをこの方たちで話し合いをして、プロポーザルで入札をする形ではなくて、向こうからの提案を待って、いいのか、悪いのかを判断するという形ですか。

○**教育部長** 両方含まれると思っております。大きな話としては、こちらのほうから、大きなくくりでこういう内容について何ができるでしょうかというようなご提案をいただくこともございましょうし、ぜひこのところはこうしていただきたい、それについてはどうなのかということと、両方含まれると思っております。

○**松樹委員** 私は提案型もいいとは思いますが、やはり市としてしっかりとしたコンセプトを持っていくべきだと思っております。どんな図書館をつくりたいのかというのは当たり前のようにあるべきだと思っておりますので、その中にも学識経験者が入っておりますので、できればその辺も、図書館での市民サービスとは何だろう、図書館の位置づけとか、また、文化会館も隣近所にありますので、枠を超えてしまうのかもしれませんが、あそこは文化ゾーンとしてどうなのかというご提案の中で少しご意見をいただいて、まとめ上げるような形をとっていただければと思っております。

また、1点、お願いなのですが、多分年二、三回の会議だとは思いますが、大変重要な課題をお願いするわけですので、予算面もあるとは思いますが、回数を重ねれば、いっぱいあればいいということではないのですが、ご足労いただいて、ご意見賜われる機会をなるべくふやしていただければなと思っております。またさらに、図書館となると、団体さんを見ても、今までかかわりのなかった団体の方々もいらっしゃったりするのですが、その中でも貴重なご意見だとは思いますが、例えば専門家を招聘してご意見を拝聴するとか、また、これも費用の問題とか、いろいろな問題が出てくるかと思うのですが、やはり議論を尽くした中でのしっかりとした図書館のありようを示していかなければならないのではないかなと思っておりますので、私はその辺を強く希望させていただきます。

○**平井委員** 社会教育委員ということなのですが、今、教育委員会では社会教育課がなくて、児童育成係という形で、中身的に抱えているものは少ないかと思うのです。市長部局に移されているものが多いと思うのですが、社会教育でこういう位置づけ、委員会を持た

なければいけないというふうになっているのですが、今の話を聞いていると、委員会として話題にする部分は少なくなっていると思うのですね。そういう点で、市長部局との関連性というのですか、そういうものはどんなふうになっているのか。今後こういう形で年2回程度というようなことですが、機能として働くべきものなのかというようなところをお尋ねしたいと思います。

**○教育部長** まず、市長部局との関係でございますけれども、当然教育委員会の中にある仕事だけが範疇ではございませんので、これまでの会議でもそうございましたが、具体的には市民協働部文化スポーツ課でやっている事業につきましても、この社会教育委員会議の上では、それぞれ今年度の事業計画でございますとか、中間での進捗状況の報告もさせていただきますいております。なおかつ、教育委員会に限らず、当然文化スポーツ課が行っている文化的な事業、スポーツ関係の事業についてのご意見もいただくようにしております。

次に、機能として働くかという話でございますけれども、どうしても限りのある中では、当然機能を発揮していただいているというように考えてはございます。やはり予算の縛り等もございまして、非常に微妙でございますが、委嘱期間が6月1日から5月31日と若干変則でございますけれども、これも選出していただいている各団体の役職改選があって、どうしても6月からとならざるを得ないところがございます。そういう時間に限りがある中におきましては、十分とは申せませんでしょうけれども、会議の中で鋭意活発なご議論をいただいていると思います。また、条例の中にもあるのですけれども、必要に応じて臨時会を開くことができるということで、それらについても可能かと考えております。

**○瀬戸教育長** それぞれの団体の打ち合わせとか会議という部分について出席したことはありませんけれども、団体が行う事業については教育長に対して案内が来ます。したがって、かなりの団体について、教育委員会事務局の職員が出席することはないのですけれども、教育長という立場でそれぞれの団体を実施される事業については、案内をいただければ出席してまいりましたので、おおよそ所属する団体がどんな事業を展開しているかという部分については、実際に参加して見させていただいておりますので、そういった中でおおよそどういう活動をしているかという情報と認識は持てる状態にあると思っております。

**○平井委員** おおよそは理解できましたが、やはりどうしてもその兼ね合いが、市長部局との兼ね合いがどんなふうになっているかなというところが、社会教育委員を置かなけ

ればいけないというところがあるのですが、先ほども言いましたように本当に有用性というか、そういうものが本当に現実の運営の中に生かされているのか、どうなのかなというようところが私としては非常に見えないうところでありましたのでお尋ねをしたのです。人を配していくわけですから、やはり委員になっていただいた方たちの意見を十分吸い上げる機能として、そのあたりは内容等も含めて十分これから……。されているのでしようけれども、私自身、ちょっと見えないうところがありますから、そのあたりはぜひそういう形で、委員の皆さんがきちんと活躍できる内容であり、場であってほしいなと思います。

○海野委員長 今後の課題ですね。

○松樹委員 今の平井委員のご意見、私も全くそのとおりでと思うのですが、今回新たに始まった制度ではありませんので、例えば5月31日まで平成25年の前の方たちがいらっしやったわけです。その辺の1年間の報告だとか、報告書だとか、そのいい、悪い、を言っているわけではなく、こんな形……。だからこそもっとステップアップできるのではないかとかという議論もできますので、報告書とか、事業でやってきたことだとかの提出とかというのは可能でしょうか。

○児童育成担当課長 先ほど教育委員会がどのようにかかわることができるか、また、何ができるかということをもとめた去年のアンケートがあるのですね。それをほかの団体、10人の方たちに出てきていただいているので、それをもっと広めていただくということでまとめたのがありますので、後ほどお配りします。

○海野委員長 お願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 ご質問等もないようですので、報告第7号を承認することに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第7号を承認いたします。

○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。

初めに、日程第2、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）を議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、議案第16号、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について（継続審議）でございます。

提案理由につきましては、海老名市野外教育施設「富士ふれあいの森」の廃止について、今後の方向性等を決定したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 それでは、過去2回、継続審議となっております議案第16号でございますけれども、今回は協議資料ということで新たな資料をお配りしてございますので、それに基づきまして、特定政策担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○特定政策担当課長 それでは、資料4ページの野外教育施設「富士ふれあいの森」の方向性について、協議資料をごらんになってください。今、教育部長からもご説明がございましたように、これまでの議論の中では、私どもが廃止の提案をさせていただいた理由ということで、3点について、ご説明、ご討議をいただいたところでございます。その後、新たな課題というものがわかりましたので、新聞等でも既にご承知かもしれませんが、新たためて定例会の席でご説明をさせていただきたいと思っております。

南海トラフ地震等々で今新聞紙上等で騒がれていますけれども、そういった風水害等の危険性について、公共施設を置く設置者としてその確認の必要があるということから、本年の5月28日に富士河口湖町にヒアリングに行ってまいりました。その際に説明を受けた内容で今回の問題を整理させていただいてございます。

まず、1点目です。富士ふれあいの森周辺の防災対策ということで、先ほど言いましたように南海トラフ地震。これも先月28日に内閣府が有識者会議の最終報告を発表してございますけれども、南海トラフ地震については予測不可能であるという報告がなされております。そういった中、実際に地震だとか風水害があったときにどう対応するのかということを確認したところ、本日添付をしてございます図面で確認できました。色塗りがされておりまして、赤が急傾斜地特別警戒区域、黄色が急傾斜警戒区域、グリーンが土石流危険区域、次に青のラインが土石流危険溪流ということで、精進湖を中心として広範囲にわたって危険区域が確認できました。

実際に富士ふれあいの森の位置でございますが、この図で言いますと、右手にちょうどYの字になってございますが、精進湖のちょうど反対側に富士ふれあいの森があるという

ことで、ここでの活動については大きな影響が受けづらいのではないだろうかということ、現地の説明を受けました。また、あわせて、もし災害があったときには当然避難が必要になってくるだろうということで、この図で言いますと中央ですね。精進湖活性化センターであるとか精進湖小体育館等々ございますけれども、こちらの場所も確認をしてまいりまして、富士ふれあいの森からは歩いて避難できるようなエリアにあることを確認をしてございます。それが1点でございました。

次に、富士山の火山噴火ということでございます。富士山の火山噴火についてはここで急に出てきた話ではなくて、地元でもここに記載させていただいておりますように富士山火山防災協議会、環富士山火山防災連絡会等々、もう既に地元自治体等でもその対策についての検討がなされてきたということでございます。ただ、富士河口湖町からもお話があったのですが、一昨年、東日本大震災があって、それに伴って近い将来、火山噴火の可能性があるという認識から、ハ)に書いてありますが、富士山火山防災対策協議会、平成24年6月8日に3県、山梨、静岡、神奈川、国土交通省、気象庁、内閣府、陸上自衛隊、専門学者を中心とする組織が新たに立ち上がって、避難ゾーンなどの対策を練っていくということが話し合いの中で持たれたとのこと。これまで地元自治体では、基礎自治体のみで対応することがなかなか難しい中、まさに国が音頭をとって、広域の対策に乗り出してくれたということでのお話がありました。

ということで、実際に危険性はどうかというようなお話をしたところ、1枚めくっていただきますと、7ページになります。これが防災避難マップということで、富士山の危険度等々を示すエリアマップになります。赤字になっていますのが1次避難ゾーンということで、火口ができる可能性が高い範囲であるということでした。

次に、2次避難ゾーンというのが、それよりもう少し薄い色ですね。ちょっと紫がかかった色になります。それが精進湖を含んだエリアになっています。それでは、富士ふれあいの森の位置はどこかということなのですが、この図面で言いますと、河口湖消防署、上九一色分遣所というのが記されて、三角形がついていますけれども、ほぼこの位置に位置しているということで、2次避難ゾーンのエリア内に入っているということがわかりました。実際に第2次避難ゾーンというのはどういう範囲なのかということですが、次のようなことが当てはまるということで、まず、1が、火口から噴出した石がたくさん降ってくるかもしれない範囲であること。2つ目は火砕流が発生した場合、高温のガスが高速で届くかもしれない範囲であること。溶岩が流れ始めた場合に、3時間以内に到達するかも

れない範囲であるということで、噴火しそうなときには、噴火が始まったときにすぐに避難が必要なエリアにあるということが説明の中でわかりました。また、実際に地元の自治体においては、それについてどのような対応をとっているのかという確認をとりましたが、先ほど言いましたように、いかんせん自治体だけではなかなか対応が難しいということで、避難ゾーン等の防災情報について、今後住民に周知を図っていくというような状況にございました。こういった状況が確認できた上で、富士ふれあいの森は公共施設ということで、こういった危険性があるということから、子どもたちが宿泊するときだけではなく、職員の配置もしてございますので、その危険性を考えたときに新たな課題として富士ふれあいの森廃止についてご検討いただく材料として提供させていただければということでございます。

そして、8ページ目をごらんください。以上、防災の関係についてご説明をさせていただきましたが、これまでの課題として3点、利用者数であるとか経費（コスト）の問題、土地の賃貸借契約期間満了ということと、新たに危機管理上の問題（安全・安心）があるだろうということでございます。また、前回までの議論の中には、説明が不十分で申しわけなかったのですが、更新に当たっては約1年間分の賃借料が必要だということで、約1000万円の更新料がかかるということ、従前のコストにプラスアルファということもご説明が漏れていましたので、検討の際にはそこの部分についてお含みおきいただければ思っております。

次に「富士ふれあいの森」代替え施設。廃止ということで提案をさせていただいてございますが、単に廃止するだけでは十分ではないだろうということで、これまでの議論の中でもお話をいただいております。ということで、事務局でも並行して代替え施設の状況（調査シート）を確認してございます。それが別紙のA3判でございます。ここには、県の野外施設、県内市町村の野外施設、国の野外施設、民間の野外施設ということで、現段階で調べ得るものを整理してございます。これまでのさまざまなご質問の中でも、本当にその代替施設が大丈夫なのかというのは非常にご心配いただく声がございますので、単に場所があるということだけではなくて、実際の利用に当たって、例えば予約が不利になるとか、もしくは学校の受け入れが可能なのかどうかというところまで、これはまだ途中ではありますけれども、現段階で調べてございます。

例えば一例を申し上げますと、愛川ふれあいの村につきましては、この間の調査結果でもありましたように、県内の多くの自治体が野外教育施設としてご利用されています。そ

ういったところが優先的に利用されてしまうのではないかとというようなご質問もございました。しかし、実際に確認しますと、それにつきましては、アドバンテージはなくて、一斉にエントリーできるというようなこともわかってございます。また、県内市町村の野外施設についても、学校施設の利用についての確認がとれてございます。また、民間施設等では、施設の専用使用も含めて学校利用が可能であるといったようなことも調査の中で、不十分ではありますが、確認がとれていると。

いずれにいたしましても、この部分についてはさらに肉づけをして、実際に廃止が決まりましたら各学校側に提示ができるように、少しでもフォローができるように対応できればなと思ってございます。以上が代替施設でございます。

最後の9ページになりますが、以上、これまで3回の議論をいただきまして、課題の3点、野外教育活動のあり方について、その必要性をご議論いただきました。さらに今回、ご提示をさせていただきました危機管理上の問題、これらを含めていただきまして、再度方向性についてご決定を賜ればと思います。

私の説明は以上です。

**○海野委員長** ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

**○松樹委員** 今のご説明で1つ質問したいのですが、先ほど東日本大震災以降、近い将来、噴火の可能性が危惧されているというような話もあったのですが、科学的根拠はどういった根拠ですか。

**○特定政策担当課長** 科学的根拠ということでお話がございました。それは、これまでの報告書などを拝見しております。それと、対策協議会を設立した理由というのは、今お話をさせていただいたように世界的にみても、大規模地震があった際に非常に高い確率で火山の噴火があるということを受けて対策協議会が立ち上がったということも聞いてございますので、それらを勘案した上で今回、この件については危機ということでご提案をさせていただいたということでございます。

**○田中委員** この前、神奈川新聞に、教育委員会が廃止の方向でというふうに出てしまって、私はそれを読んだときにすごく愕然としたのです。私は教育委員として、4月、5月、6月ということで継続審議になり、本当に学校側の希望はどうかとか、慎重に聞きたい。私たちは学校の現場からお話を聞いたりすることが少なかったのが、4月ごろから、現教育長もそれを酌んでいただいて、学校の現場に行きました。そして、話を聞き、

校長会でも1回。たった1回ですけれども、本当にたった1回ですね。私は、本当はもっともっと続けていく必要があるなどあの会で思ったのですけれども、その会も開いていただきました。その会を開く前に新聞に出てしまったのですけれども、私は本当に愕然として、教育委員会制度というのは教育委員会が決めていく。教育に関しては本当に議論を尽くしながら、いろいろな思いを交換しながら決めていくことなのだというものが今、日本全国でずっと戦後続いてきた制度なわけです。本当に国民が大事にしてきたその制度をないがしろにするような新聞発表だったと私は思っています。あの新聞の書き方。記者によって改ざんされてしまったのかもしれないのですけれども、教育委員会で決定したと市民はとってしまうのではないかと、誤解をされてしまうことも大変心配でした。新聞に対しては本当に慎重になるべきであって、報道が出てしまうことで、こちら側が意図的にしたのではないかというような憶測も生まれています。それは本当に教育委員会に対する市民からの信頼をなくしていく。こちらはそんなつもりではなかったと私は思いますけれども、結果としてそういうことになってしまうことに対して大変がっかりしています。そのことはきょうお伝えしたいなと思いました。どうですか。

**○瀬戸教育長** 新聞報道につきましては、議会が開催されるたびに報道機関が議員の質問に対して何らかの関心がある場合には、傍聴席においでになります。たまたま今回の案件について、神奈川新聞の記者が傍聴をされていたという中での案件について記事になったということでございます。翌日ではなくて、1日おくれで新聞報道されておりますが、その部分については、このエリアを担当する記者が富士ふれあいの森の件についてインタビューしたいというような申し込みがありましたので、私に対応しますということで記者と数分間の話し合いを持ちました。内容については議会で答弁したとおりですということでお話をしましたけれども、この施設の方向性については、教育委員会において決定をするものであるということで、まずそのときに本日のことを示しまして、開催される6月定例会で判断を仰ぐ予定でおりますので、ぜひ記事の中に、教育委員会において決定がされるという記載はしてほしいというお願いをいたしました。記事の中に、私のお願いについては1行触れていると思います。

ただ、私も「教育委員会」という表現が、私はここのところ常に心がけているのですけれども、私が常勤の教育委員でいて、教育長という肩書になっています。私はどちらかというと、教育委員会事務局の事務代表、事務局長というような位置づけなのかなと思っています。そういった常勤でいる職員を束ねる最高責任者として意見を申し上げる部分につ

いても教育委員会という名称で、きょう行われているこの組織体も教育委員会ということで、一般の方にとっては同じ海老名市教委という表現がどちらを意味するのかという部分で多分混乱されるだろうなという思いは持っております。そういう意味では、私は心がけて、自分なりの考えなり意見を出したりするときは「海老名市教育委員会事務局」と申し上げているのですけれども、社会全体で教育委員会事務局というような表現が定着されていない中で、どうしてもそういった錯覚に陥る部分があります。私ももうちょっと適切な表現をすればよかったかなと思っておりますけれども、そんな経緯があったということでございます。

それと、議会に対して、定例議会が決まったときに開催されます。そのたびごとに議員から質問をいただきます。いただいた質問に対して答弁をいたしますけれども、その答弁についての考え方は、教育委員会事務局が考えた答弁をもって回答させていただいております。その部分につきましては、私は教育委員会の中で教育長に事務委任された部分で執行しているものであるという認識で進めてまいりました。したがって、案件によって、臨時で教育委員会を開いてということが最善なのかもしれませんが、事務処理上、どうしてもその準備ができずに答弁をしているような形をとっております。したがって、その部分は事務委任の範疇であると私も理解しておりますので、ぜひそのようにご理解いただければと思います。

○田中委員 事務局と教育委員会制度による教育委員会で決めることというのが本当に世間ではわかりにくい。そのわかりにくさを私たちが自覚した上でどうやって表現していくか、伝えていくかというのはすごく大事だと思います。教育長が話されたことはすごく大事なことで、今までなかなかできなかったこと、日本全国でもなかなかできていなかったこと。これからは自覚を持って私たちはそれを伝えていく必要がある。決定とか、決定したことだとか、どこで決定したのかということ伝えていく必要があるなと思いました。ありがとうございました。

○松樹委員 代替施設なのですが、愛川ふれあいの村、そして三浦ふれあいの村、これを見ると決定が前年度12月1日と12月に決定と書いてあるのですが、できれば現場でカリキュラムを組まれているとき、12月決定の日程でカリキュラムを組まれて異動して、カリキュラム決定事項の中で間に合うのか。私はちょっと不安なので、その辺はどうなのか。学校現場の中でご意見をいただければと思うのですが。

○平井委員 大変厳しいのではないかなと思います。今このような、きょうまた富士ふれ

あいの森周辺の防災対策について出されてしまうと、学校はもうこれ以上の安全対策を打たなければいけないと思うのです。ですから、ここに挙げていただいた施設の中であらゆる面から検討して選んでいくとなると、本当に時間がないと思いますので、現実には厳しいかなと思います。

**○松樹委員** 富士ふれあいの森を持っていた安心感というのは、いつでも自由に、来年のカリキュラムが決まった後でも、これは海老名市独自で持っているからこそ私はメリットだと思うのです。代替施設があるのではないかという話ですけれども、代替施設は代替施設なりのハードルの高さがあるのではないかなという感じがするのですが、いや、ほかの市町村はやっているのではないかという声もあるのですが、早目に決まることによって、安心感だったり、また、その内容だったりという議論ができたとか、いろいろなプラスアルファが考えられるのではないかなと思うので、この辺の懸念はいかがかなと思い、確認させていただきました。

**○田中委員** 事務局から説明があった富士の噴火の件なのですけれども、私は噴火を前提に富士ふれあいの森を廃止するという考え方に極めて強い違和感を覚えました。なぜかという、噴火というのは、いろいろなニュースだとか専門家が話していますけれども、その前兆は地震よりも早くわかると聞いています。そうであるとするならば、行く日が予定として決まっていたら、1週間前なり3日前なりに中止にすることは、教育委員会としての危機管理という面で絶対必要なことであると思うのです。また、その噴火が心配だから廃止ということであれば、そういう理由であるならば、この地震大国では、野外教育活動などというものは一切できないのではないかと、そこまで私は考えてしまいます。鎌倉に行ったとしても、三浦に行ったとしても、さまざまなほかの施設を借りるにしても、地震がある、噴火があるということだけを——それだけではないでしょうけれども、前提にして廃止という提案に対して、私は本当に強い違和感を覚えています。いかがでしょうか。

**○特定政策担当課長** 「富士山噴火について」を、廃止理由にするのは違和感があるというようなお話でした。今回は噴火、防災対策の面からお話をさせていただきました。ただ、先ほどもご説明をさせていただきましたように、今回の富士ふれあいの森の廃止につきましては、その部分もちろんございますけれども、先ほどの契約期間の満了であるとか、実際にさまざまな利用促進策というものを講じてまいったところがございますけれども、なかなかそれがリピーターとして利用者増に結びつかなかったということで、コスト的にも非常に高いものになってしまっているということがございます。それらを含めて廃

止の判断をさせていただいたところでございます。特に危機管理の部分につきましては、1度だけそこに行くということではなく、公共施設の設置者として、当然そこには子どもたちや一般の方々が行かないときも職員が配置をされてございます。そういったことから、施設の設置者として、その安全性の担保ということから、やはり難しいというのが今回のさらに追加された理由の1つであるとお考えいただければと思います。

○平井委員 安全性についてですが、ヒアリングをされたということですが、6ページに防災協議会等、イ)、ロ)、ハ)とあります。このあたりについて、市として聞き取りとか現況とかをどの辺まで把握されているのかなというところがあります。3市での協議会が開催されていること、神奈川県でもあること、3カ年計画が計画されていること、これらも含めて海老名市としてどれだけの情報を得た上で安全ではない、廃止の1つに当たるという判断をされたのか、そのあたりのところをお尋ねしたいと思います。

○特定政策担当課長 どの程度、危機管理についての認識を持っているかということのご質問だと思います。

まず、きっかけとしては、先ほど冒頭お話を申し上げましたように、富士河口湖町へのヒアリングが最初のきっかけでございます。その後、実際その内容の確認ということで、国土交通省、内閣府等々でもホームページで防災マップ等について確認をしております。また、特に富士山火災防災対策協議会につきましては内閣府の防災基本計画ということで、23年12月にその対策が位置づけられたということ为背景に今回の設置に結びついてございます。とはいうものの、直接内閣府に確認をするようなことについては現在のところはできていないと思っていますので、インターネットですとか、現在できる範囲の中で情報収集に努めたというのが実情でございます。

○平井委員 これだけの大きなものを判断していく材料として、やはり事務局としてはある程度の調査、資料収集はすべきだと思うのです。私は私なりに動向を調査しました。だから、そのあたりのところを答えていただけるのかなと思ったのですが、やはり現状の中で今、各県や神奈川県がどういうふうな動きをしているのか。その中で海老名市はどうあるべきなのか。やはりそのあたりのところまできちんと考えた上で廃止、中に入れ込むべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○特定政策担当課長 そういう意味では、若干不十分な点もあろうかと思えます。ただ、現代は、インターネット社会、情報化社会ということもありまして、実際に最新の5月に行われた防災対策協議会などのデータについては、確認させていただき、その内容の補足

を図ってございます。また、神奈川県内でも、秦野市であるとか、小田原市であるとか、そういった自治体については富士山の噴火に備えてということで対策協議会の中でも過去に議論なされていて、ホームページなどを拝見しても、富士山の火山噴火に対する備えについての情報発信をしているというところは私どもも把握はしているところでございます。

ただ、先ほど言いましたように直接内閣府に確認をするとかいうところまでは現状していないのが実情でございます。

○平井委員 内閣府までというと、ちょっと遠いところになると思うのですが、やはり海老名市で置く山梨、神奈川県の動向については把握をしておいていただいて、私どもにもそれらは資料提供いただきたいなと思います。県でも5月に会議を開いているそうです。マップはまだつくっていない状況である、今後つくらなければいけないというふうなお話を直接させていただいているのですが、やはりいろいろな状況を含めた上で廃止の案の中に入れ込んでいただきたいし、説明も願いたいなと思っています。

もう1点、平成18年に1回マップができていると思うのですが、その時点で海老名市としては、そのマップを確認していて、市として何らかの方策をとっていたのか。24年に改定されているのですね。ですから、情報収集、危機管理についてどれだけのものを入手していたのか、お尋ねしたいと思います。

○特定政策担当課長 データ、危機管理に関する情報をどの程度入手していたのかということでございます。さきに行いました教育委員と学校長との話し合いの中でも若干触れられたのかなとは思いますが、当時、富士ふれあいの森を所管をするセクションでは、不十分だったのであろうと思います。また、実際に子どもたちを富士ふれあいの森に連れていく現場サイドでも、その情報については十分に把握をしていなかったと認識してございます。

○平井委員 どちらの責任もあるかと思うのですが、やはり大きな問題だと思えます。設置したからには、そのあたりはきちんと毎年毎年していくべきではないのかなと思いますので、今後また、ほかの部分でもそれは必要になってくるかなと思います。

○海野委員長 先ほどから危機管理のことが出ておりますが、やはり安全第一を考えるのは、公共施設の管理者として教育長が安全を考えるのは最もだと思います。それで廃止ということをお口にされたと思うのですけれども、今後教育長のお考えというか、教育委員会から学校や子どもに対してどのような内容を今後の野外教育施設で提供できるというお考

えをお持ちでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

○瀬戸教育長 今回廃止という提案をさせていただく中には、幾つかの環境の変化の中で提案をさせていただきました。そういう提案理由からすると、富士ふれあいの森を廃止した後、同じような環境の施設を新たに、より安心であろう、安全であろう場所を用意して施設をつくることは難しいだろうと思っております。既存の民あるいは公の施設を活用して、今までと同じような体験活動をさせる場を提供していきたいと思っております。そういう意味においては、非常に長い間、学校現場の先生方は富士に行くことでの安心があり、そういった認識の中で毎年プログラムを組んできたという経過がございますので、これから希望する施設を探し求めていくのかなと思います。来年、利用ができなくなった場合、該当する学年の子どもたちが、体験活動ができないようなことにならないように、教育委員会事務局としては全面的にフォローアップしていくという覚悟を持っております。

○松樹委員 資料の確認をしたいのですが、9ページの富士ふれあいの森の方向性（結論）というところなのですが、【課題】が3点ありまして、右側の「野外教育活動のあり方について」はあり方検討委員会の報告書の話なのでしょうか。

○特定政策担当課長 委員おっしゃられるとおり、これはあり方検討委員会の報告書のことでございます。

○松樹委員 書き方が少し私の認識と違っているかなという気がするのですが、「（「野外教育活動の必要性＋代替活動場所」を提言）」と書いてあるのですが、何度も読ませていただいたのです。まとめの結論のところ、あり方検討委員会の結論、まとめという形で、富士ふれあいの森は今後効果的な活用を図りながら、存続することが必要であるという結論に達したとはっきり書いてあるのですが、代替活動場所を提言というのは、なくなった場合、もちろんあり方検討委員会ですので、存続する、存続しないを判断できるわけではありませんので、ただ書いてある話だと思うのです。あり方検討委員会のまとめ、結果としては、富士ふれあいの森は有効的に活用を図られれば存続することが必要であるという結論に達したと書いてあるのです。これプラス、こちらでは代替活動場所を提言という形なので、少し認識の違いがあるかと思うのですが、この辺はいかがかなと思ってご質問させていただきます。

○特定政策担当課長 まさに今、松樹委員がお話しされておりましたように、あり方検討委員会については、実際に野外教育活動のあり方についてのご議論をいただく場だということでもともと設置をされたというふうに聞いてございます。実際にその内容に沿ってご議

論がされているということで、内容についてはここに書いてございますように、やはりその必要性を強くこの報告の中でまとめていただいております。また、廃止に伴って、代替施設につきましては、実際に各学校が富士ふれあい森ではない施設にも、例えば三浦ふれあいの村であるとか、もしくは愛川ふれあいの村であるとか、そういった野外教育施設ではない施設も実際に各中学校が活用してみて、その実績結果についても報告としてまとめていただいております。

内容については私も何度か目を通させていただきましたけれども、その内容が主だろろうと思っております。ただ、委員おっしゃられるとおりに、最後のまとめのところだけ継続が示されております。まとめの前までは、廃止を前提とした中でまとめられているのですけれども、最後のまとめだけに、今お話しいただいた継続、存続することが必要だよという結論に達したというふうに書いてございますので、確かにこの部分がないねということであればあれなのですけれども、全体の文章としては、まとめとしては大きくこの2つが論点になっていて、まとめとしてもそうになっていたのだろうと考えてございます。

**○松樹委員** 大変重要な資料だから、はっきりさせておきたいのですが、多分私と考えが違おうと思うのです。ほかの施設を使って、また富士ふれあいの森って何だろうか。その違い性をうまく見ながら前段階、ほかもあるからいいですよという提言ではなくて、ほかも使っていて、ほかは富士ふれあいの森とこういう違いがある、メリット、デメリットがありますといった中の比較対象の資料と検討材料の中で出てきている話だと私は思っているのです。それがほかの施設を、代替場所を提言している資料だと全く思わないし、私は読み取れないのですが、それはまとめのところではっきり書いてある話だと思うのです。そうすると、中身とまとめが全く違うようなとんちんかんな報告書ですよという話しなのですが、今のご答弁、もう1度お願いしたのですが。

**○特定政策担当課長** ここについては、例えばその部分についての記載があるのも承知してございます。これまでの議論の中でも、あり方検討委員会の報告書については、委員の皆様も内容はご存じでいらっしゃると思いますので、もしこの辺の表記が不十分であるということであれば、それについては訂正も可能だと思いますけれども、基本的にはあり方検討委員会の報告書も踏まえてという趣旨でこのポンチ絵はつくっています。正直、この中に全部記述できるわけではないので、その部分と先ほどの課題についてもさまざまな説明をさせていただきました。多分ここだけでは言い尽くされていないと思います。ポイント的にポンチ絵の中に入れていたので、ご検討するときにはぜひあり方検討委員会の報告

書も踏まえた上でご検討いただきたいという趣旨でのポンチ絵でございます。

○松樹委員 よりよく踏まえたいからこそ確認をさせていただいているのです。先ほど申しましたように、何度もまた申しわけないのですが、愛川ふれあいの村だとか、三浦ふれあいの村、いろいろなものが出てきて、そこにはスタッフが何人いて、富士ふれあいの森は何人いて、比較対象の中でこちらはこういうメリットがある、でも、こちらはこういうデメリットがあるという比較対象の中の資料がついていて、最後のまとめにつながっていく資料だと思っているのです。初めは、ひびきあう教育の理念のもとに、子ども像だとか、野外活動の理念だとか、その辺の話し合いの中で活動は何なのだろうかと入って、まとめのところにより効果的になって先ほど申しましたけれども、存続することが必要であるという結論に達したとはっきり書いてあるのですが、それと、今日いただいた9ページの資料は野外活動の必要性。これと全く同じようなものが代替活動場所を具体的に提言している資料なのかな。あり方検討委員会が、廃止ということで、代替場所はこれがいいですよと言っている話ではない資料だと思うのです。その辺は認識の違いかなと思うのですが、重要なところですので、せっかくこの方たちが2年間にわたって話し合ってきた結果をしっかりと受けとめたいので、できればもう1度ご答弁をお願いします。

○特定政策担当課長 確かにこの報告書はすばらしいだろうなと思っています。私どもこれを拝見させていただいて、実際の比較検討もされている、両論併記という形でも書いています。特にこの中で一番すばらしいなと感じていますのは、実際に子どもたちを他の施設で野外教育活動を実践してみて、その経験を実践例として掲載されているところが非常にすばらしいだろうと。その中でも、かなり効果、利点等でも、実際の愛川ふれあいの村であるとか、その他三浦ふれあいの村であるとか、そういった施設においても非常に効果を上げているところも非常に重要だろうと思っています。

また一方で、先ほど松樹委員からお話しありましたように、いつでも使えるとか、スタッフについては充実をしているといったようなところも、やはりご指摘のとおりなのかなと思っています。私どものご提案をさせていただく際に当たっては、確かにその予約の部分についてはマイナス面もあるだろうと。また、専用使用ということについて、これは海老名市の施設ですから、そういった面でのデメリットもあるだろうとは考えてございますが、それにしても、課題に上げさせていただいた内容、今回ご提案させていただいた危機管理の問題等々を総合で考えたときに、やはり廃止のご提案をさせていただいているということでございます。

いずれにしても、ここについてはポンチ絵ですので、この内容、あり方についても、委員の皆さん目を通されているということですので、それらを踏まえた上でご結論をお出しただければなということでございます。

○**松樹委員** 今の話はあり方検討委員会の報告書について話をさせていただいているのですが、あり方検討委員会の報告書の結果は、まとめで書いてあるとおり、存続することが必要であるという提言を我々にはいただいているわけだと私は理解しているのです。この資料には、代替活動場所を提言と書いてあるのです。代替活動場所を提言している資料なのかなという気がしているのです。

○**教育担当理事** あり方検討委員会に多分一番深くかかわってきたと思いますので、そういう観点で発言をさせていただきますけれども、結論を先に言いますと、あり方検討委員会を示す、さっきの9ページのこの表記が不適切であるということであろうなと思います。よって、これを変更するなり、書き方を改めるなり、削除するなり等々を我々はしなくてはならないと思います。あり方検討委員会のことをもう1回説明する必要がありますか。——要らないですね。では、そこを修正させていただくということをお願いします。

○**田中委員** 4月からずっと話し合いを続けてきて、この6月で決定ということで考えてきたわけなのですが、私は継続を望んでいます。学校現場との議論を尽くしていない段階で廃止を決定することはできないと私は思っているのです。先日、先ほど申し上げましたように校長会との意見交換会を実施しましたが、校長からの意見は、皆さん捉え方が違ったと思うのですが、私は継続が多かったなと思っているのです。多分聞き方があって、いや、そうではないよというふうにとられた方もいらっしゃるかもしれませんが、廃止の展望が明らかになっていない。今までいろいろな議論が尽くされた中で明らかになっていない中で強引に廃止することは、学校現場の混乱につながるのではないかなと私は思っています。子どもたちのために海老名市教育委員会として本当にひびきあう教育を進めようとしたならば、継続の方向で何ができるか、何ができないのか。ここで話していると思うのですが、その具体策を提案して進めることが望ましいのではないかなと思うのです。そのためには校長会とのやりとり、現場の先生との話をもっと聞く必要があるし、時間がない中でやらなければいけないことなのですけれども、なおのこと、私は今、この議論が尽くされていない中で廃止を決定することは大変危険だと思っています。どうでしょうか。

○**教育担当理事** 以前にも申し上げたかもしれませんが、校長会との議論は決して

少ないとは思っておりません。といいますのは、そもそも平成22年1学期末だったか、6月、7月くらいから議論が始まっております。その当時、私は逆の立場にいたわけですが、その後の話し合ってきた回数、費やしてきた時間が本当に膨大であることは間違いなく事実ですので、決して校長会と当時の教育委員会事務局、今の事務局もそうですが、話し合いの場を設定してこなかったわけではありません。

○田中委員 校長会との話し合いをしていないということではなくて、今の段階で議論が尽くされていないという私の受け取り方です。なので、今、廃止を決めることに対してはできないなというふうに私は思っているという意見です。

○松樹委員 またまた富士のことに戻るのですが、ハザードマップ、消防団の経験で多分富士の噴火が起きたらこちらに7センチ積もって、どういう体制でという研修を受けたことがあるのですが、私の記憶違い、16年だか、平井委員がさっき言った18年だかというぐらいで、ハザードマップまではいきませんが、警戒区域はもう出ていたと思います。今回いろいろな中で、例えば東日本大震災以降の噴火の懸念だとか、これは軽々に言う話ではないのですが、世界遺産になるのにハザードマップが必要だという話も聞いておりますし、いずれにせよ、私個人としてはハザードマップができたことはすばらしいなと思っっているのです。より多くの被害状況、被災情報がわかるという中で、例えば他の施設がというわけでないのですが、子どもたちが行く中でハザードマップがないところなんてたくさんあるかと思うのです。でも、これだけはっきりしたハザードマップができて、しかも、警戒レベルが、いただいた資料の中では噴火予測の平常というところだと思うのですが、きょうも気象庁のホームページを見てまいりましたけれども、警戒レベル5段階あるうちの2、3、4、5と上がっていく中で、これだけしっかりしたマニュアルができていけば、私はしっかりとした対策がとれるのではないかなと思っっているのです。

1点だけ確認なのですが、この資料が5月28日、わかったよという話を先ほどいただっっているのですが、では、防災対策をどうやって、やっていこうかと積み上げをしてきたのか、これを見て、危険だから廃止ですという形なのか。その話し合いというか、事務局の中でされてきたのか。防災対策というか、その辺の積み上げをしてきたのか、お聞きしたいのですが、どなたかよろしくお願ひします。

○特定政策担当課長 実際にこういった状況を把握した上で、その後も各学校は富士ふれあいの森を利用されているということでしたので、教育委員会事務局内でも議論しまして、まず、頭をとにかく守らなければいけないということで帽子の着用を指示したと聞い

てございます。また、このエリア内で重要なのは、災害に遭ったときに避難することが重要だろうと思っています。このエリアの図面で言いますと、358号線と書いてあるところです。先ほどのページで言うと7ページぐらいです。今回の噴火のエリアがありますけれども、ちょうど精進湖・本栖湖・富士ヶ嶺エリアと書いてある下に358と書いてあります。そこに赤いポチが掲載されております。これをごらんになっていただくと、この赤ポチが、さっきの土砂災害のときもそうなのですけれども、これが避難場所になっているのです。これを見ると、唯一、避難場所となり得るのがここであるということから、実は教育長以下、職員としても、ここについての情報を知り得た以上、確認をして、本当に活用できるのかどうかということで、現地足を運んで場所の確認をしてございます。実際に見ましたらば、屋内ゲートボール場がございまして、そこは元小学校跡地になっていました。十分雨風もしのげるということで、ここに避難することは可能ではないだろうかと考えております。ただ、いかんせん課題になるのは、先ほどの富士ふれあいの森の位置から見ますと、精進湖の対岸まで行かないといけないということで、距離的にはかなりあると思います。子どもの足だと30分から40分かかってしまうのかなというようなエリアにあることが確認できてございます。

ただ、こちらについても、各学校に今回入手しました富士山火山防災避難マップと先ほどの風水害の関係のハザードマップがありましたけれども、それらを全学校に、緊急に職員4名で回りまして、これを配付して、危機もしくは災害があったときの備えをしてほしいということで周知を図っているところでございます。

**○松樹委員** もちろん災害の周知を図るのは当たり前でありますし、本来私は、子どもたちを連れていく学校側が下見の段階で把握して、避難箇所を確認してというのは、学校側のやることなのではないかなと思います。今、噴火が起きたらという話なのですが、例えば警戒レベルは先ほど言ったように5段階あるのですが、何段階になったら避難しようとか、そういう話し合いをされていらっしゃるのでしょうか。噴火が起きたらって、何をもって噴火だと言っているのか、私はちょっと理解に苦しむのですが、警戒レベルとかで話をしたほうが、話が早いかと思うので、そのような話し合いをされたのでしょうか

**○特定政策担当課長** まさに松樹委員ご指摘のとおり、実際に子どもたちを引率して、現地を利用する学校が情報をいち早く入手して、行くかどうか、実施をするかどうかの結論というのは出すべきだろうと思いますので、その辺については各学校にも情報をきちんと入手して、行く前にも、また行った先でも、情報を入手した上で対策を練ってほしいとい

うことで話をさせていただきます。

**○松樹委員** もう1点だけ、今回、危険度避難が廃止の理由で挙がってきているのですが、例えば専門家の知見を受けた中で、火山噴火ってこうで、こうなるのですと。低周波地震が起きてとか傾斜計ですか、富士山は24時間体制の危機管理体制をしいているかと思えます。その中で、危険だ、危険だ、噴火だ、噴火だという話、噴火が起きたらという形なのですが、もちろん備えをしなければならないというのは私も全く思います。けれども、火山ですので、こういった場合にどうなってという知見を受けられて、最終的にこれを廃止というカテゴリーの中、ファクターの中に入れ込んだという話で来たのかというのは、その辺の経緯と知見を受けたのか、お聞かせ願えますでしょうか。

**○特定政策担当課長** 先ほど申し上げましたように、実際に内閣府に確認であるとか、もしくは火山研究家に確認をるところまではいってございません。私どもできる範囲の中として情報収集をさせていただいた上で、実際に国が動いてございますので、それらについては相当の情報が発信されてございます。また、先ほどの対策協議会自体がどういう理由で、どういう経過で設置されたかということもホームページには掲載されてございますので、それらを含めて総合的に判断させていただいたところでございます。

**○田中委員** コストが高いとか費用対効果が低いというような理由で廃止と出ていますけれども、野外教育の目的はキャンプファイヤーとかご飯づくりだけではないと思っているのです。先生方が子どもたちを教室ではないところに連れていくことで、そこでクラスの子どもたちの様子や、性格や、人間関係とか友達同士のそういうことを把握することにもなる。これは前にもお話ししたかもしれませんが、その中でいじめ対策などもできていくわけです。それは、スタッフが充実していることがすごく大事なことだと思っているのです。ほかのところよりも、ふれあいの森はスタッフが多過ぎるからコストが高いとか、そういうふうなことも言われていると思うのです。それから、スタッフがいるから先生がキャンプのノウハウを身につけられないという批判がありますけれども、ほかにスタッフがいるからこそできる教育的な意味があることを私は忘れてはならないと思っています。それは小さいことかもしれないけれども、教育の中ではすごく大事なことなのです。何か物を教えるだけではなくて、子どもたちの長い人生の中で、ほんのわずかな間、学校に行くことに対しての大きな宝のようなものなのです。それを野外教育という中でやっていく意味はすごくあるのではないかと考えています。

もう1個の今あるものを生かす考え方というのは、2年半前の東日本大震災で私たちは

防災意識とともに学んだはずなのです。今あるものを生かす。20年しかたっていない建物、施設を、個人だったら壊すだろうかと私は思います。多分市民の皆さんも思う方はいらっしゃると思うのです。そのときに、高度経済成長から文化や歴史を軽んじてしまう傾向にある私たち大人自身が猛省をしなければいけないのではないかと。その上に立って、富士ふれあいの森を廃止するのか、継続するのかというところにまで……。コストのことも本当に大事なのですけれども、そういう目先のコストだとか、そこだけで考えるのではなくて、大きなスパンで教育というものを考えていく必要があるのではないかなと思いました。

○平井委員 私も田中委員と同じというふうに思っています。ひびきあう教育に、自然に親しむ、自主的な態度を養う、豊かな人間性や社会を育むとうたっているわけです。今回の一般質問の中でも教育憲章についての質問があったかと思うのです。海老名の子どもをどのように育てていくのか。ここは私ども教育委員会が問われているところでもあると思います。学校ももちろんですが、やはり海老名市教育委員会として子どもたちをどのように育てていこうとするのか。今のところ、それはできていないと思うのです。ですから、そこも大きな今後の課題になってくるかと思うのですが、今言われているように人間関係の希薄さがきめんに出ていていると思います。そういうことから海老名では、いじめ対策を補充する形で指導主事を増にしています。でも、外からでなくて、私は何回も申し上げていますが、やはり子どもの心を育てなければ、それは一時しのぎにすぎないと思っています。

先ほどから出ている先生たちがノウハウを身につけられないとかというふうにあるのですが、学校では見えない子どもの姿が見える、やはりこれはすごく大きいと思います。日常の中で、1対1で過ごしている子どもたちの姿を、第三者の目で遠くから見る。これは本当にいろいろなものが見えてきます。ふだんの学校生活では見えない子どもの姿、これは今挙げれば切りがありませんから割愛しますが、本当にいろいろな子どもたちの姿が見えてきて、このことを通して子どもたちは、一回りも、二回りも変わりますし、学校嫌いだった子どもたちが1つ1つ大きなものを乗り越えて、子どもたちの関係をつくって学校に来られるようにもなります。これはもう挙げたら切りなくあるのですが、やはりそういうものを含めて、この施設を持っているということ。そういう体験の場が設けられていることは、海老名として誇りに思っていると思いますし、今回富士山が世界遺産ともなりました。このような場にあるということ、これは、私は海老名として子どもたちが誇

りに思えると思います。自然の中で体験ができるという点では素晴らしいと思っています。

ただ、それに対して、ある一定の方向から廃止というのではなくて、それらに対して何の対策ができるのか、対応ができるのか、どういう判断をしていかなければいけないのか。やはりそういうところまで私たちがしっかり判断した上で、継続か、廃止なのか、そこまでをしないといけないのではないかなと思いますし、それだけのものを事務局としてもきちんと整理されているのかどうか、お尋ねしたいなと思います。

**○教育担当理事** 野外教育活動のある意味有用性というか、非常に大切なことであるというご指摘であると思います。田中委員が言われたことも、平井委員が言われたことも全くそのとおりで、野外教育活動の目的、子どもたちが培う力。究極的に言えば、豊かな人間性、社会性を、野外教育活動を通して培っていくことだというふうに私は捉えているのです。ですから、今言われたご指摘について異論を挟むものでは全くありません。

ただ、それが富士ふれあいの森でなければ実現できないことなのかということなのです。では、ほかの施設ではできないことなのか。それはわかりませんが、あるいは違う施設を使うことによって、もっと大きなことが手に入るかもわからない。そんないいかげんなことを言うてはいけないとは思いますが、少なくとも今の富士ふれあいの森でしか実現できないことではないと思っています。しかも、非常にお金がかかっている部分があります。これも前々回あたりかだと思いますけれども、もしもう少しお金をかけないで同様な利益、メリットが得られるのであるならば、そういったことも模索する必要があるのではないかと考えています。

**○松樹委員** 富士ふれあいの森は、本格稼働してから多分18年だと思います。18年で、小学校5年生が10歳、11歳の年齢だと思います。そうすると、自分に子どもがいて、そろそろ小学生だなんていうお父さん、お母さんになっている、親になっている海老名で育った、あそこの施設でいろいろな体験をした子どもたちって、この世の中に数多くいるのだと思います。

私の個人的な話をして申しわけないのですが、私が小学校5年生のときに行ったキャンプ場は今、宮ヶ瀬ダムの下に沈んでしまって、もうありません。壊されたという。実は高校のときでしょうか、みんなでキャンプ場はどこだったか、見に行ったこともあります。我々以上に子どもが感じるその場所に対する思いは、すごい大きなものがあるのではない

かなと思います。18年間の長きにわたってやってきたということと、皆さんで行きましたけれども、こちらとは違う植生ですね。あの植生は樹海でしか見ることができない、本当に自然に畏敬の念を払うような、こちらとは全く違う植生があったりとか、あそこならではの安心感があったりするかと思うのです。先ほど来、学校の先生がノウハウを蓄積できないとか、いろいろなことが出てきました。それも今後クリアしていかなければいけない課題なのかもしれませんが、向こうにカレーをつくりに行っているわけではありませんので、だからこそ、プラスアルファ、こんなことができるよという貪欲さが少し、もちろん学校の先生も、我々教育委員も少し足りなかったのではないかなという気がして、その辺については反省をしているところなのです。あその施設だからこそできる。そして、脈々と続いていく、あそこを使って、あそこで貴重な体験、二泊三日。私は二泊三日ぐらい学校の先生にはやってほしい、三泊四日、それ以上、1カ月ぐらいでもいいかなと個人的には思ってしまうのです。それはちょっと無理な話ですけども、そんな中で短い二泊三日で培う体験って本当に大きいのだと思います。えびなっ子が同じ富士ふれあいの森という施設の中で、同じ体験をして、同じふうにも立っていく。そんなえびなっ子の育て方。先ほど平井委員からもご意見ございましたけれども、我々教育委員会としてどんなえびなっ子をつくっていくと言うと語弊があるかもしれないのですが、どんなえびなっ子に育てていくのだといった中で少し、野外教育の理念をもう1度再確認して、スタートすべき話ではないかなと思います、結論めいた話をいたしますと、私はあその施設は残すべきだというふうな考えでございます。

いろいろクリアしなければいけない課題もあります。今までどおり、あの施設をそのまま使って継続という話ではなくて、先ほど言ったように先生たちのノウハウ、もちろんご提示いただいた防災マップ、しっかりしたものが示されておりますので、これをどう安全に変えていくか、安全対策をしていくか。もちろどこを見ても100%安全はないですが、限りなく100%に近づけるというのが我々の役目ではないかなと思いますし、稼働率の話が先ほど来出ましたけれども、私は指定管理者とどういう話し合いをしてきたのかなと少し疑問に思っています。平成18年度以降、利用率が減って、前はキャンブルームとかというご答弁もいただきました。確かにそれもあるのかもしれませんが、稼働率が減ってきた中でももっともっと、こうではないの、ああではないのとできることがあるのではないかなとも思いますし、先の話をして申しわけないけれども、例えば継続になった場合、また指定管理者となった場合には、プロポーザル方式、提案型のどんな施設にして

いくのだという、しっかりとしたコンセプトを決めた中でやっていくことも可能ではないかと思っております。まだまだクリアしなければいけない課題。先ほどの話では結論を、ご審議ですので、出た段階でまたいろいろお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど来出ております、本当に子どもたちの心について、私はあそこの施設は海老名市立の20番目の学校として捉えられないかなという気持ちはあります。やっていることが同じであれば、どこだって教育効果は同じでしょうということではなく、海老名市の子ども、えびなっ子としてどう育てていくのかという観点の中で、私は強く継続ということで希望させていただきたいと思っております。

○瀬戸教育長 野外教育施設は、昭和63年に子どもたちに体験の場を提供したいというようなところから事業がスタートしたなど記憶しております。実際に現在の設置場所の土地を確保して、設置を進めるに当たっての段階で、当然予算が伴いますので、議会等の賛同を得るために説明した中でも、非常に金のかかる施設であるけれども、将来の海老名の財産づくりだ、子どもたちに体験させることがいいことだというようなご意見を議会からいただいた記憶があります。そういう意味でいくと、米百俵ではありませんが、海老名の子どもたちを育てるために野外教育体験をする場を提供していくというのは、海老名市民のステータスなのかなと思っておりました。したがって、こういった海老名が誇れる財産を持ち続けることが海老名市民の誇りであるとも思っていたわけであります。

そういった中で、たまたま土地の更新をするに当たって、私なりに再度確認、問題はないだろうなということでの確認に調査、踏査をした中で、今回、富士噴火というような対策が必要であるという情報を入手したという経過であります。私はこの問題、先ほど委員の中に本当に掘り下げて調査しているのかというようなご意見をいただきましたけれども、入り口の部分で問題であると認識をしてしまった部分がありますので、その辺はもうちょっと掘り下げる必要があるなど改めて思いました。

ただ、今回、私は私の責任において継続をするのであれば問題がないだろうという確認も1つあったのですけれども、結果とすると、平成18年からこういったマップがつけられて、周知が図られてきたにもかかわらず、18年以降、教育委員会事務局、所管する職員、組織においても、あるいは引率する、事業を展開する学校現場の校長以下、担当する教員においても、こういった情報を持っていなかったという怠慢といえますか、あそこへ行って野外活動をすることが安心であるというようなマンネリ化した中で実際に子どもを引率していけば、必ず調査、踏査をしなければならないような事業、プログラムの原則のよう

なものが怠られているということに極めて問題を感じました。

今までは、自然災害等、震災、人災、天災というような、天災は今話題になっておりますが、ひょっとすると、続いてきた安心した施設で子どもたちの活動を展開するという中で、緩みの部分で人災が起きてもおかしくないところまで来ているような気も1つするのです。そういう意味でいったらば、改めてもう1度、ここで施設のありようについて確認をしておく必要があるだろうと感じました。先ほど委員の中に学校現場がどう思っているのかという部分について改めて確認する必要もあるなど感じたところであります。そういうもろもろの各委員のご意見をお聞きすると、やはりまだ、事務局としてやらなければならない問題について、資料不足、説明不足の部分があると認識をいたしました。したがって、当初の予定では、委員等の話の中で3カ月程度議論すれば適切な判断が下るだろうという思いがありましたけれども、きょうに至っても、まだ明確な説明ができない部分があるというご指摘もいただきましたので、その部分について、課題の解決に向けた調査等を事務局としてさせていただきたいと思っております。

したがって、この案件につきましては継続審議という形で、事務局に少しお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**田中委員** 教育長、ありがとうございます。まだいろいろ調べたり、話を聞いたりすることがあるということで提案いただきまして、ありがとうございます。そのときに、廃止のための調査だとか、準備だとかだけでなく、継続のために何ができるかという両方のバランスが私は大事だと思うのです。どちらを選ぶにしても、もう廃止ありきとして、その間のプロセスを議論するとしたら、それはもう予定調和ということで決まってしまうことを、無駄な時間を過ごすわけですから、そうではなくて、廃止するならこういうことが理由で、こういうことがあるのだと。いいことも、悪いことも。継続するならこういうことができるよとか。例えば運営委員会とか、何か出ていましたね。そういうものもあったとしたら、どういうことができるのか。どんなモチベーションでみんながやる気になってやるのかとか、どちらにしても子どものためですから、本当に明るい展望を持ちながら、こうでなければいけないのだとか、気持ちが下がるような決め方ではなくて、そんな感じでやっていただけるといいかなと。それを望みます。

○**平井委員** まだ資料不足ということでおっしゃったのですが、その中でお願いしておきたいのは、今までの20年間で、観光会社との賃料の協議がされてきているかどうか。コストが高い、高いとかおっしゃるのですが、実際は多分3年とか5年置きぐらいに見直

しということは可能だと思うのです。要綱の中にも記載されているのではないかと思いますので、そのあたりがきちんとされてきているのかどうか、その中で高いと言われるのかどうか。年度、年度で賃料についての協議をされてきた中でどういうふうなコスト高になっているのか、そのあたりもちょっと知りたいなと思います。

もう1点は、きょう出された資料の中で各学校にこのような形でキャンプ場、施設の代替用地としての状況を調査したということなのですが、この中で気になるのが、芦ノ湖のキャンプ村、富士箱根伊豆公園内に位置するということで挙がってきていること。それから、静岡県御殿場市も一応この範囲の中にあるわけです。そういうものを代替の中に入れてくるのはどういうふうな意図があつてのことなのか。富士ふれあいの森を廃止すると言っておきながら、一部では各学校にこういうものを提示されてくるという。では、ここを選んだときにどうなのかというようなところもありますので、そのあたりはどのようにお考えなのか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

**○特定政策担当課長** 例えば御殿場とかが入っているということですが、実はこの調査自体はここで始めているものではございません。廃止をするご提案をするときから調査事項として調査してございます。先ほど言いましたが、これは途中ですというような話をさせていただきました。ですので、今、調査としてはこういう形で進めているということでご認識いただければと思います。当然その後いきょう、初めて委員にはこういった場で災害の問題を説明させていただいていますので、それを最初から抜いてしまうというのもいかがかということで、現状ということでお示しました。今回ここでご説明していますので、今度はそれらをきちんと反映したものに修正できればなと思ってございます。

**○教育部長** 1点目のご質問の答弁がなかったと思うのですが、賃料の協議をしてきたかということ、大変申しわけないのですが、契約書を今手元に持っておりませんので、賃料協議ができるような契約だったのかどうか、確かめた上でご答弁したいと思いますので、きょうはその点はお許しいただきたいと思います。

**○松樹委員** 継続審議という動議が教育長から出されたのですが、今まで3カ月間、審議する我々は当然なのですが、一番気をもんできたのは学校関係者だと思います。どうなってしまうのだろう、それを利用する子どもたちや保護者の方々がどうなってしまうのだろうかという、一番不安だと思います。今回これから継続審議で決をとられるということなのですが、大体いつごろやるのかとか、例えば次の定例会、1カ月間待ってくれという話をするのか、事務局の資料づくりだとか、いろいろなことですので、明日、明後日という

わけにはいかないと思いますけれども、例えば、1週間程度いただきたいという話なのか、2週間程度いただきたいという話なのか、その辺を少しはっきりさせていただければ。日程はまた後ほど協議の上でという話だと思うのですが、大体今のこの時間軸だけ示した中で継続審議とするのであれば、継続でいきましょうという話でご提案いただければと思っております。その辺はいかがですか。

**○瀬戸教育長** まずは、改めて校長先生方と意見交換をしたいと思っております。さらには、資料収集等でありますので、定例会まで先延ばしということではなくて、早期に対応できるような段取り、臨時の委員会を開催させていただくというようなことで、2週間程度いただければ、その中で用意ができるかなと思っておりますので、そんな目標で準備をさせていただきたいと思っております。

**○松樹委員** 2週間程度という話なのですが、きょうも傍聴人の方がいらっしゃるなど、重大関心事だと思いますので、一般に広報はされているかと思うのですが、より一般の方々がわかるような形で広報により力を入れていただければと思っております。定例会の日程は全部出ているかと思うのですが、臨時会ってなかなか出にくいなど、ありますので、その辺の情報は、いや、知らなかったよという話ではなくて、何か見れば伝わるような情報の開示ですね。日程と時間と場所とを開示できるような出し方をしていただければと思っております。要望です。

**○田中委員** 今、教育長から提案されたこと、本当にいいと思っております。校長との意見交換会なのだと思いますけれども、1回だけ私たちは出させていただいたのですが、できれば校長たちの生の声を聞きたいので、事務局が行って、1人ずつお聞きするというのも大事かもしれないのですが、私たち委員が知る必要がすごくあると思っております。先生たちがどんな思いをしているのか。それは額面どおり受け取れないこともあるし、きっとほかにも思いがあったりすることもあって、そのときに質問もしたいですし、ぜひ血の通った会話をしながら苦勞を聞き、そして決めていく。これが学校教育の大事なことだと思っておりますので、ぜひ大人だけの話し合いではなく、子どものことを考えながら話をしていきたいなと思っております。保護者の皆さんなんかもいろんなことをきっと心配なさっていると思っておりますので、松樹委員がおっしゃったように、できれば臨時会が皆さんに伝わるのが大事だと思っております。富士ふれあいの森は市民の財産だと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**○海野委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それではお諮りいたします。議案第16号について継続審議とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第16号を継続審議とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

○海野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第20号、海老名市食の創造館設置条例の一部改正について、議題といたします。

説明をお願いします。

○瀬戸教育長 それでは、議案第20号、海老名市食の創造館設置条例の一部改正について、でございます

提案理由につきましては、海老名市食の創造館の管理・運営について、指定管理者制度を導入したいためでございます。

斉藤教育部長、説明をお願いします。

○教育部長 では、議案第20号、海老名市食の創造館設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

ただいま教育長が申しあげました指定管理者制度を導入することについて、でございますが、13ページをごらんいただきたいと思います。この制度を導入する目的について書かせていただきました。海老名市食の創造館の管理運営について、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の発想や手法を取り入れることで、広く市民への食の情報発信と交流の場を提供し、食育の推進及び管理運営の効率化を図ってまいりたいというのが目的でございます。

なお、参考までに、食の創造館そのものは現在も公の施設という位置づけがされております。それは、食育を推進し、学校給食のみならず、給食調理室、会議室を広く市民にサービス提供するという市民開放型の多機能施設としての位置づけがされてございますの

で、その上で、その施設の公共施設、公の施設としてのあり方をさらに一層進めるために指定管理者制度を導入したいというものでございます。

2 導入方法以下につきましては、食の創造館長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○食の創造館長** それでは、2 導入方法、対象でございます。同じく13ページをごらんください。施設等の維持管理は、熱風発生装置という大規模な食器の乾燥設備、また調理機器なども含んだものでございます。また、給食の調理、配送、食器食缶類の配送、回収、洗浄、実習室、会議室の貸し館業務の全般について指定管理者へ委託するものでございます。指定管理者への委託後も、食の安全を第一と考えまして、高い衛生水準の確保と安全で安心で、栄養バランスのとれたメニュー豊かなおいしい給食の提供を引き続き目指してまいります。このため、学校給食の骨幹となる業務でございます献立作成、食材の選定から納品時の検査作業を含む一連の食材調達、食数調整、衛生管理確認、指導等の業務につきましては、今までどおり職員、栄養士を創造館に常駐させ、直接市が行ってまいります。

3 今後のスケジュールでございますが、7月から8月にかけて、条例の一部改正について市長部局内の政策会議・最高経営会議への案件提出をいたします。9月に入りまして議会へ条例改正案を上程いたします。この後、10月から来年の3月にかけて指定管理者の選定作業を行ってまいります。4月の最高経営会議へ報告を行いまして、6月に、指定に当たりましては議会の議決が必要となりますので、指定管理者の指定議案を上程いたします。7月に指定管理者との間で契約に当たります協定書の締結の手続にかかります。26年8月より、指定管理者制度の導入開始をいたします。

14ページをお開きください。これはスケジュールを見やすく表形式に整理したものでございます。項目の2つ目の現在の委託業務期間は平成24年8月1日から平成26年7月31日までの2カ年としております。また、3つ目の指定管理者制度導入事務につきましては、導入方針の詳細について具体的な管理の内容について検討し、指定管理料の積算等も行っております。最後の行の指定管理期間でございますが、5年間を予定しております。

次に、15ページをお開きください。こちらに条例新旧対照表を載せてございます。アンダーラインが引かれているものが追加、改正部分となります。条項順にポイントを説明させていただきます。

第3条において、指定管理者を導入する旨が書かれております。

第4条で、指定管理者の管理業務の範囲について規定をしております。給食の提供に当たり、その作業を明確に、調理・洗浄及び配送に関する業務と限定しております。

15ページから17ページにかけて、第5条から第9条まででございますが、指定管理選定の手続について規定をしております。

第10条で指定管理者の議会での議決、第11条で結果の公告について規定をしております。

第12条で協定書の締結について、18ページをお開きください。第13条で事業報告書の作成、提出義務、第14条で管理業務内容と経理状況についての定期、不定期な報告義務と内容に対する調査指導権について規定をしております。

第15条で指定の取消し等について、第16条から第28条にかけては貸し出し施設の利用方法について規定をしております。現在この部分につきましては施行規則で定められている内容を条例で規定しております。その中で、20ページをお開きください。第23条は追加の部分でございます。利用料金の収入についてで、利用料金は指定管理者の収入となる旨を規定しております。

22ページをお開きください。22ページの第27条では、指定管理者の原状回復義務と、あわせて免除規定についても、新たに加えております。

28条でも、同じく指定管理者による損害賠償義務と賠償義務の免除について、を加えております。

第29条は新しく条項として加えておりまして、秘密保持義務といたしまして、指定管理者と従事者に対して、個人情報の収集に当たっての個人情報の保護についての必要な措置義務と職務上知り得た情報の漏えいや利用の禁止を、職務を退いた後も含めて規定しております。

30条で市長による運営管理について規定し、市長が運営管理を行う必要が生じた場合には「利用」を「使用」、「指定管理者」を「市長」と読みかえる規定をしたものでございます。

最後の23ページでございます。32条につきましては「食の創造館の管理等に関し必要な事項」を「この条例の施行について必要な事項」と改めさせていただいております。

以上、大変雑駁な説明で恐縮でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。説明は以上でございます。

**○海野委員長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見がございましたらお願いし

ます。

○松樹委員 スケジュール等はわかりました。平成25年の10月から11月で指定管理者公募要項を作成すると書かれておるのですが、食の創造館の一番の売りと言ってはおかしいですが、私が認識しているところでは、学校給食等はもちろんなのですが、広く市民への食の情報発信と交流の場が最大の売りなのだと思うのですが、この辺は公募要項の中にどのように取り入れられて、条件として入ってくるのかということをご質問したいのですが、よろしくをお願いします。

○食の創造館長 情報発信というところなのですけれども、実際手がついていない状態でごさいます。提案の中でホームページなり利用者サイトをつくって、情報発信なり交流をしていただけるような提案をしていただくと。また、事業についても、春に給食レシピをつくってみようという事業を開催いたしました。私どもと栄養士でやるとどうしても学校給食にとらわれてしまうのです。そういうところはやはり民間のアイデアというところで、もう少し広く食というものを捉えていただいて、独自事業を展開していただければと考えております。

○松樹委員 要望みたいな形になってしまうのですが、1日、何も食べない人はまずいないわけで、大変重要な場面にあって食の情報発信基地になるわけですので、海老名市の地産地消だとか、いろんなことがここで情報発信できるような……。それをプロポーザル方式だと思うのですが、提案型で、あなたはどんなメリットやどう発信ができるのかといった中で、この辺は一番の売りと言ったら変ですが……。学校給食はもちろんなことなのですが、やっていただきたいなというふうに強く要望いたします。

1点なのですが、この観点ではないのですが、食の創造館で幼稚園給食を始めたかと思えます。どこの何園に何食配給しているか。申しわけないですが、我々は情報を何もいただいていないのですが、食の創造館って教育委員会管轄ですので、情報提供は必ずしていただけるようお願いしたいなと思っております。審議案件とか、そういうことではなくて、その辺の情報提供はできればしっかりしていただければと思っております。

以上、要望です。

○食の創造館長 それでは、幼稚園給食の実績につきましては、概要だけご説明だけ申し上げますと、6月24日からスタートしております。日進幼稚園、海老名幼稚園、有鹿幼稚園、3園に対しまして合計200食を、有鹿幼稚園は月に2回、日進幼稚園、海老名幼稚園につきましては週に1回といった形で提供しております。原則、主食はご飯ということ

で提供させていただいております。詳しい情報につきましては、また後ほど資料をお渡しさせていただきます。

○**田中委員** 貸し館、調理実習室、会議室は、どのぐらい使われていて、この金額で高いだとか、低いだとか、あると思うのですけれども、その金額をどうするかみたいな話は市民から出ているのでしょうか。

○**食の創造館長** 利用の実績から申し上げますと、24年の9月から25年の3月までで、24年度中の利用実績は54回でございますが、このうち公的なものが52回でございます。一般の使用は2回ほどでございますして、地域イベントの実行委員会での食材の下ごしらえ作業、また公的団体の手打ちうどんの調理実習と試食会の2回でございますして、1回は食育につながるということで減免になっておりまして、下ごしらえの作業については利用料をいただいております。見学については、私ども使用料といったものはいただいているのではありません。施設の見学で、例えば会議室でご説明をするとか、あと私ども試食も出しているのですけれども、そうすると、会議室は狭いので調理実習室と会議室を使いますけれども、そのときは利用料はいただいているような状況です。

○**平井委員** 市民開放型の多機能施設ということであるのですが、今まで食の創造館については広報等でも市民の方々に周知されていると思うのですが、その辺、市民開放型の多機能施設としてというようなところは市民に多く周知されているのでしょうか。せっかくつくられていて、市民が知らないというのは非常にもったいないなと思いますし、いろいろなところを含め指定管理になってくると、そういうところになかなか行き届かないと今までも指摘をされているところもありますので、今まではどのような情報提供がされているか、お尋ねしたいと思います。

○**食の創造館長** 私ども当初は食にかかわるお仕事をされる方を対象にというような考え方がございまして、商工会議所、また各農業団体といったところに働きかけをさせていただいて、実際はその商工会議所が中に入って、例えば中央農工とコンビニ等民間業者との商品開発とか、そういった形の研究場所として使われております。一般の方については使用目的が食育の推進とか、非常に目的が限定されているところがございまして、今後給食だよりとかでも私ども紹介をして、保護者とか、そういった方でも使っていただけるように広報してまいりたいと考えております。

○**平井委員** 今お話しされたように、ぜひそこをやっていただきたいなと思います。給食センターですので、やはり子どもたちがどういうところで給食を食べているのか、学校で

も家庭教育学級等の折に給食試食会等が開催されています。ですから、やはりそういう場を使って、広く保護者の方に周知していただくと同時に、いい機能のようですので、そういうところでのもっと幅広い、今、主要目的が限定されていると言われましたけれども、使いたいなという方はもっといらっしゃると思いますので、もう少しその辺の幅が広がるのもっともっと有効に活用されるのではないかと思いますので、今後検討をよろしく願いたいと思います。

○田中委員 今、平井委員が言った件なのですけれども、言いつ放しで終わってしまうので、できればいつごろそれが実行されるのか、実行されたときにその報告を委員会にさせていただくのか、その辺がいつも、ここでは言うけれども、もうおしまいになってしまう、また忘れてしまうという形、言わせておけばいいのだというふうになってしまうと、教育委員会というものが形骸化していくと思うので、いつごろできるのかなとかいう感じで結構ですので、ぜひそれを話していただけるとありがたいのですけれども。

○食の創造館長 給食だよりを年に2回発行しております、私もまだ1年たっていないのですけれども、多分夏前後にはもう1回。年2回発行なので、私が来てから1回やっている、これから10月の間にもう1回ぐらい発行があると思いますので、その中で紹介をしてまいりたいと思います。全保護者さんに、学校にお配りしているものでございます。

○田中委員 給食だよりもできたら見させていたいただきたいですね。

○食の創造館長 わかりました。

○海野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第20号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第20号を原案のとおり可決いたします。

---

○海野委員長 次に、日程第4、議案第21号、平成25年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について（非公開事件）及び日程第5、議案第22号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について（非公開事件）の2件については、個人情報を含んだ案件並びに人事

案件となりますので、会議を非公開にしたいと思います。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。この2件の会議を非公開とすることに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第21号及び日程第5、議案第22号は非公開といたします。つきましては、傍聴人は退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(非公開事件開始 午後4時28分)

---

(非公開事件開始 午後4時47分)

(傍聴人入室)

○海野委員長 ただいまの日程第4、議案第21号及び日程第5、議案第22号は原案のとおり可決しましたことを皆さまにお知らせいたします。

---

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。